

公 示

次のとおり、契約相手方を公募します。

平成26年3月12日

厚生労働省共済組合
広島労働局支部 支部長 水野 知親

人間ドック等検診業務について

1 公募内容

(1) 対象者

詳細は、説明書のとおり。

(2) 業務内容

詳細は、説明書のとおり。

(3) 履行場所

詳細は、説明書のとおり。

(4) 契約期間

平成26年6月1日(日)から平成27年2月28日(土)

2 公募に必要な資格に関する事項

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納が無いこと。(直近2年間の労働保険料の未納が無いこと。)

エ 参加届等書類(証明書等)又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

オ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の雇用率(2.0%)以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

(2) 検診実績に関する要件

人間ドック等検診の実績を1年以上有すること。

(3) その他に関する要件

人間ドック等検診業務を他業者に委託契約の全部を再委託することなく履行できること。

40歳以上の特定健康診査項目について、電子的標準様式(XML形式)で提供可能であること。

3 参加届提出場所等

(1) 参加届等の問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号

広島労働局総務部総務課総務係 山崎 学

電話番号:082-221-9241 FAX番号:082-221-1786

(2) 説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成26年3月12日(水)から平成26年3月26日(水)まで。

イ 交付場所

広島労働局総務部総務課

(広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階)

ウ 方法

交付場所において手交する。

郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

(3) 参加届の受領期限

平成26年3月28日(金)16時00分

4 その他

審査結果の通知は、審査終了後申請者に対して3(1)の担当者から電話等で通知する。

説明書

人間ドック等検診業務の実施について

1 契約担当官等

厚生労働省共済組合広島労働局支部 支部長 水野 知親

2 公募に必要な資格に関する事項

(1) 基本的要件

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納が無いこと。(直近2年間の労働保険料の未納が無いこと。)
- エ 参加届等書類(証明書等)又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- オ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- カ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の雇用率(2.0%)以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

(2) 検診実績に関する要件

人間ドック等検診の実績を1年以上有すること。

(3) その他に関する要件

人間ドック等検診業務を他業者に委託契約の全部を再委託することなく履行できること。

40歳以上の特定健康診査項目について、電子的標準様式(XML形式)で提供可能であること。

3 公募内容

(1) 検診対象者、検診内容及び履行場所

詳細は、別紙1(仕様書)のとおり。

(2) 契約期間

平成26年6月1日(日)から平成27年2月28日(土)

(3) 参加届等の問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号

広島労働局総務部総務課総務係 山崎 学

電話番号:082-221-9241 FAX番号:082-221-1786

(4) 公募に係る注意事項

審査結果の通知は、審査終了後申請者に対して電話等で通知する。

4 公募への参加について

この公募に参加しようとする者は、予め、主任官が作成した仕様書の手交を受けること。また、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 別紙2「参加届」

参加届については、参加を希望する案件のチェック欄にチェックを入れること。

イ 人間ドック等検診業務の実績を1年以上有することが確認できる書類。

ウ 見積書

エ 検診項目が確認できる資料。

オ 施設の概要が確認できる資料。

(2) 提出方法

ファクシミリを除く任意の方法

(3) 提出先

広島労働局総務部総務課総務係

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

(4) 参加届等書類の受領期限

平成26年3月28日(金)16時00分

5 公募に関する質問について

この公募に関する質問は、仕様書の手交を受けた者に限って行うことができる。

質問する場合は、平成26年3月25日(火)12時00分までに、任意様式にその事項を取りまとめ、ファクシミリで送付すること。

仕 様 書

人間ドック検診、子宮頸がん検診及び乳がん検診に係る業務委託について

1 業務委託内容

厚生労働省共済組合広島労働局支部（以下「支部」という。）組合員及びその被扶養者の人間ドック検診、子宮頸がん検診及び乳がん検診にかかる業務を委託する。

2 検査項目

検査項目には、以下の項目を含むこと。

(1) 人間ドック検診

ア 必須項目

身長、体重、BMI、腹囲、既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）、自覚症状及び他覚症状の検査、血圧（収縮期/拡張期）中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP）、HbA1c（又は空腹時血糖）、尿糖、尿蛋白、HBs抗原、HCV抗体等の肝炎ウイルス検査

イ 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）

貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数）、心電図、眼底検査

(2) 子宮頸がん検診（人間ドックのオプション、単独検診いずれも可。）

(3) 乳がん検診

触診、マンモグラフィ、乳房超音波検査のうち1項目以上。

3 検査実施方法

検査日時の予約は、支部担当者が組合員から希望の健診機関を募り、希望日時を確認し、受診予定者一覧表を作成、健診機関へ送付する。

健診機関は、受診予定者の健診日時を決定し、支部担当者へ連絡する。

組合員及びその被扶養者は、決められた日時に健診を受ける。

4 検査実施期間

(1) 人間ドック検診

平成26年12月31日（水）までとする。

(2) 子宮頸がん検診

平成27年2月28日（土）までとする。

(3) 乳がん検診

平成27年2月28日（土）までとする。

5 検査費用の請求方法

(1) 人間ドック検診

検診に要した費用（税込）の7割が共済組合から助成される見込みである。

組合員は、23,000円を超える場合は、23,000円を限度とし、

被扶養者は、10,000円を超える場合は、10,000円を限度とする。

このため、検診に要した費用のうち、助成額を超える額を組合員本人から徴し、健診機関は、検診の料金のうち共済組合負担分を、一定期間分取りまとめ、内訳を示して請求するものとする。

なお、検査以外の費用（飲食代、交通費、追加検査（オプション））等は助成の対象とならないので、全額組合員から徴取すること。

(2) 子宮頸がん検診

検診に要した費用（税込）は、全額共済組合から助成されるため、健診機関は検診に要した費用の全額を、一定期間分取りまとめ、内訳を示して請求するものとする。

(3) 乳がん検診

検診に要した費用（税込）は、全額共済組合から助成されるため、健診機関は検診に要した費用の全額を、一定期間分取りまとめ、内訳を示して請求するものとする。

6 検査結果

検査結果については、検査当日受診者本人に手交するか、後日受診者本人或いは支部担当者あて提出すること。

また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健康診査における結果を、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データにより、一定期間分を取りまとめ、支部担当者あて提出するものとする。

提出先：広島労働局総務部総務課 共済組合健康診断事務担当者 あて

広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎2号館5階

電話082-221-9241

7 その他

(1) 組合員及び被扶養者は、契約した健診機関のなかから任意の機関を選択し、受診するため、契約を締結しても、受診者が無い場合もあることから、契約締結後の受診者を約するものではないこと。

(2) 個人情報について、検診の実施、健康診断受診票の作成、健康診断個人票の作成、健康診断結果報告書の作成、各種報告書一覧表の作成、健康相談、保健指導及び料金請求業務等の検診業務以外で利用しないこと。